

健 指 第 1 5 6 0 号

令和 7 年 7 月 3 0 日

各市町村民生主管課長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における砂防部局と
民生部局の連携の取扱いの変更について (通知)

平素より、本県の福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 6 月 5 日付け健指第 611 号－1 により定められた災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における砂防部局と民生部局の連携の取扱いについて、今後は下記のとおり取り扱うこととなりましたので御留意ください。

引き続き土砂災害対策における砂防部局との連携、災害時要援護者関連施設に対する指導等に御協力をお願いします。

記

1 今後の取扱い

- (1) 対象施設 入所や通所の社会福祉施設等 (別添の国の定義のとおり)
- (2) 照会方法 原則として「ちば情報マップ」により土砂災害警戒区域等を確認
疑義が生じる場合は、土木事務所へ問合せ
- (3) 照会者 事業者又は貴市町村の担当課等
- (4) 実施時期 施設整備 (協議や公募含む)、認可及び指定等において、土砂災害の危険性について確認する必要があるとき

2 参考

- ・土砂災害危険箇所等の指定状況等の確認について
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/dosha.html>
- ・ちば情報マップ
<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/PositionSelect?mid=6601>

3 取扱い適用日

令和 7 年 1 0 月 1 日から取扱い適用

【問合せ先】

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

法人指導班 住友

TEL : 043-223-2351 FAX : 043-222-6294

Mail : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp